



平成 26 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社トランスジェニック
代表者名 代表取締役社長 福永 健司
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 船 橋 泰
(電話番号 03-6693-9571)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社が、大阪高等裁判所において係争中でありました、株式会社 GMJ から提起された損害賠償請求訴訟について、下記のとおり、平成 26 年 12 月 26 日付で和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 23 年 8 月 19 日、株式会社 GMJ（以下「控訴人」といいます。）より、控訴人の非臨床試験受託事業に従事していた元役員及び従業員が控訴人から当社へ移籍したことにより収益機会を喪失したとして、4 億円の損害賠償請求及び別途契約に基づく 210 万円の返還請求を受けておりました。

第一審の神戸地方裁判所においては、平成 25 年 10 月 30 日、控訴人の主たる請求である 4 億円の損害賠償請求を棄却し、別途契約に基づく 210 万円の支払いのみを命ずる判決を受けております。

これに対して、控訴人は、上記第一審判決を不服として大阪高等裁判所に控訴しておりましたが、本日、①当社が控訴人に対し解決金 210 万円を支払う、②当社が保有する控訴人の普通株式（以下「控訴人株式」といいます。）60 株を控訴人に対して無償譲渡する、③控訴人はその余の請求を放棄するといった条件を主な条件とする和解が成立いたしました。なお、当社が保有する控訴人株式 60 株については既に全額について減損処理を終了しており、当該株式の譲渡による当社財務への影響はありません。

当社は当該和解の条件について慎重に検討しましたが、①解決金の金額は、第一審における訴額合計 402 百万円を約 99.5%減額したものであり、かつ、第一審判決に基づく当社の支払額と同額であって、当社にとって特に不利でないこと、②既に訴訟提起より 3 年以上が経過しており、訴訟の存在自体による営業機会の喪失が無視できない損失となっていること、③仮に和解に応じない場合、訴訟期間がさらに長期化するリスクがあること、④今後訴訟が継続した場合に発生する弁護士費用その他の経済的・人的コストと今回の和解金額とを比較した結果、前者の方が大きいと判断されること、⑤無償譲渡の対象となる控訴人株式は無価値であり、既に全額について減損処理を終了していること等を総合的に考慮し、現時点において和解に応ずることが合理的であると判断いたしました。

2. 和解の相手方

- (1) 名 称 株式会社 GMJ
- (2) 所 在 地 兵庫県神戸市中央区港島中町 4 丁目 1 番 1 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 阪井寛史

3. 和解の内容

当社は、控訴人に対し、解決金として210万円を支払い、加えて当社が保有する控訴人株式60株（全額減損済み）について、控訴人への無償譲渡を行います。控訴人はその余の請求を全て放棄します。

4. 今後の見通し

本件による平成27年3月期の業績に与える影響は現在精査中です。

以上